

社会福祉法人 熊本県視覚障がい者福祉協会
『役員に対する費用弁償規程』

(趣 旨)

- 第 1 条 社会福祉法人 熊本県視覚障がい者福祉協会役員の費用弁償の額並びに支給方法については、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 本規定でいう役員とは、理事、監事、評議員をさす。

(費 用 弁 償)

- 第 3 条 役員が業務を行う為出張したときは、費用を弁償する。
- (2) 費用弁償の場合は別表のとおりとする。

(出 張 命 令)

- 第 4 条 役員の出張は、出張命令による他、会議招集権者の発する出頭通知によることができる。

(準 用 規 定)

- 第 5 条 役員の費用弁償方法については、その都度支給するものとする。

(別 表)

(費 用 弁 償 額)

- (1) 役員会議
役員会議1回開催につき、1,000円を支給する。
ただし、交通費については、公共交通機関利用実費額を別途支給する。
(障害者については、身障者割引とする。)
- (2) 監査会
1年に1回開催する監査会については、3,000円を支給する。
ただし、交通費については、公共交通機関利用実費額を別途支給する。
(障害者については、身障者割引とする。)

(附 則)

- (1) この規則は、平成 元年 4月 1日より施行する。
- (2) この規定の変更は理事会の議決による。
- (3) 改正 平成 5年 4月 1日 同日より施行する。
- (4) 改正 平成17年12月23日 同日より施行する。
- (5) 改正 平成19年 4月 1日 同日より施行する。